

# 茂木町地区活性化計画

栃木県茂木町  
栃木県

平成20年 2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	茂木町地区活性化計
都道府県名	栃木県
市町村名	茂木町
地区名( 1)	茂木町
計画期間( 2)	平成20年度から平成22年度

## 目 標 : ( 3)

遊休農地解消対策の検討、モデルほ場設置等による実践的な取り組みにより、町内各地における遊休農地解消の気運を高めると共に、地域の合意形成を基本に実情に応じた持続可能な解消対策の取り組みを誘導するとともに、推進、支援する。そのことにより、地域農産物の増加や新規参入者の定住など、本地域の活性化が図られる。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

茂木町は、栃木県の東南端、茨城県境に位置し、県都宇都宮市から約30km、標高150mの山並みが連なる八溝山系の中にあり、町の面積の約7割を山林が占める典型的な中山間地域である。

豊かな自然や美しい農村風景は町の重要な資源となっており、町北部を流れる那珂川は天然鮎やサケの遡上する関東屈指の清流である。

かつては葉タバコの大産地であったが、葉タバコ産業の衰退後、傾斜地を利用したコンニャク、豊富な森林資源を活用したシイタケの生産へと移り変わった。近年では、イチゴ、ナス、ブロッコリーなどの首都圏農業を推進している他、町内の生ゴミ、家畜ふん尿、落ち葉、間伐材、もみ殻の5種類を原料とする良質な有機質堆肥を製造する有機物リサイクルセンター美土里館を中心とした、自然と人に優しい農業を推進している。

さらに、県内第1号の道の駅もてぎや世界有数のモータースポーツ施設であるツインリンクもてぎの他、町北部地域を中心とした中山間地域の特色を活かしたオーナー制度や農村レストランによる都市農村交流も活発に行なわれており、交流人口は、年間200万人を超えている。

### 現状と課題

農業従事者の減少や高齢化による後継者不足、担い手不足、安価な輸入農産物の増加を背景とした価格低迷による生産意欲の減少、鳥獣被害の拡大などにより、耕作放棄地や不作付地が急激に増加している。

町では、中山間地域等直接支払制度への取り組みや各地のむらづくり団体等と連携した利活用を進めてきた結果、耕作放棄地は減少傾向にあるものの、不作付け地の増加が緊急の課題となってきた。

新規就農者の受入等、減少している農業の担い手の育成・確保と共に、持続可能な農地の有効活用と適正な管理、担い手への農地集積が課題である。

### 今後の展開方向等( 4)

地域の農業生産状況や地理的・自然的条件に応じた、担い手の育成・確保や土地利用のあり方などについて、地域の合意形成を図り、地域自らが実情に応じた様々な活用方法を検討し、解消に向けた持続的な取り組みを県、JA、町農業委員会、既存のむらづくり団体等と連携しながら推進・支援していく。

また、従来どおりの担い手への利用集積のみならず、実証ほ場を設置等し、体験農園(オーナー制度)や非農業的利用などの検討方法も促進していく。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業( 1 )

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2 )	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3 )	備考
茂木町	茂木町	遊休農地解消支援(遊休農地解消支援)	茂木町	有	ニ	
茂木町	深沢上	農用地等集団化	栃木県土地改良連合会	有	イ	
茂木町	深沢下・飯下	農用地等集団化	栃木県土地改良連合会	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4 )

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5 )

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6 )

--

### 3 活性化計画の区域( 1)

茂木町地区(栃木県茂木町)	区域面積 ( 2 )	農用地区域1598ha
区域設定の考え方 ( 3 )		
<p>法第3条第1号関係： 当該区域は、本町全域の内、市街化区域を除いた区域で、畑地帯、水田地帯の農業振興地域整備計画の農用地を中心とした区域である。</p>		
<p>法第3条第2号関係： 当該区域は、中山間地域に位置し、営農不利地となっている。 農業従事者の減少、担い手不足等の重要な課題を抱えているが、近年、都市農村交流が盛んに行なわれており、これまでの交流実績を活かした都市との交流による地域活性化は、重要な手法の一つとなっている。</p>		
<p>法第3条第3号関係： 当該区域は本町の市街化活性化？区域を除いた面積で設定している。</p>		

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

遊休農地の解消と有効利用について、各地域の取り組み状況や解消面積、交流活動集落数、交流人口、農業産出額等について、農林業センサス等の統計資料と、取り組み実績の確認により評価を行う。